

様式第四(第四十四条関係)

(表 面)

国 民 健 康 保 険 検 查 証

(法第百六条関係)

写  
真

官職又は職名

氏 名

( 年 月 日生)

(裏 面)

第 号

平成 年 月 日交付

厚生大臣、  
地方厚生局  
長、地方厚  
生支局長又  
は都道府県  
知事印

国民健康保険法(抄)

(報告の徴収等)

第一百六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必  
要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を  
徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

- 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連  
合会
- 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県の区域  
内の市町村若しくは組合又は連合会
- 2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その  
身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、こ  
れを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと  
解釈してはならない。

第一百二十五条 組合又は連合会が、(省略)第一百六条第一項の規定によ  
る報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽  
の報告をし、又は第一百八条第一項の規定による命令に違反したとき  
は、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。